

審議会等名	つくばみらい市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会
開催日	令和6年7月3日（水曜日）
開催場所	つくばみらい市役所伊奈庁舎3階大会議室
出欠者	出席委員 小松崎八寿子委員、沼尻和博委員、矢川春樹委員(代理：大海清峰氏)、本多めぐみ委員、宮本正樹委員、八木岡道孝委員、秋田政夫委員、片倉義徳委員、浅川昭一委員、高瀬雅美委員、石井満委員、成嶋均委員 事務局 地域包括支援センター 阿部センター長、山下、雨谷、介護福祉課 飯泉課長補佐、草間主査、浅香 欠席委員 渡部俊介委員
議題	・令和5年度つくばみらい市高齢者虐待防止ネットワーク事業報告について ・令和5年度高齢者虐待通報・対応状況報告について【非公開】

議 事 概 要	・開会 午後１時３０分 ・委員長あいさつ 議事１ 令和５年度つくばみらい市高齢者虐待防止ネットワーク事業報告について 事務局より説明【資料１－①、②】 質疑等 なし 議事２ 令和５年度高齢者虐待通報・対応状況報告について【非公開】 事務局より説明【資料２】 質疑等 委 員)早めにアセスメントすることで対応を少し変えていくという話があったが、具体的にどのような方法をとるのか、決まっていることがあったら教えてほしい。 事務局) 前年度、虐待対応の書類の中でアセスメント要約票が使われていないことが多かったので、今年度からはアセスメント要約票という細かいアセスメントができる書類を使いながら、抜けがないようにアセスメントを実施している。 議事３ その他 事務局) 高齢者虐待の相談については、随時地域包括支援センターにご相談いただきたい。虐待として相談があるケースは、その背景に経済的な問題、家族間の問題、養護者に何らかの障がいなどがあり、対応に苦慮するケースが多いため、今後も関係各所と連携を取りながら早期発見や予防に取り組んでいきたい。 委員長) せっかくの機会なので、委員の皆様から何かあればお願いしたい。 委 員) 高齢者虐待相談対応一覧を拝見すると、ほとんどが介護保険の利用者だが、利用していない方にも問題が生ずる場合もあると思う。そんなところからの相談はないのか。 事務局) 令和５年度に関しては、要介護の方が多い状況。今回、セルフフレグレクトの方は、介護保険を申請していなかったが、施設に入所するにあたって介護保険の申請をした。 委 員) 地域の方の目も重要であると感じている。介護保険事業所に対して高齢者虐待防止が義務付けられていて、委員会を設置したり、担当者を決める、研修を行うなどの義務付けがある。これは虐待ではないかと意識付けることが重要。地域の方も高齢者の方が以前と比べて不衛生でないか、食事を食べてない、という話を聞いた際に、虐待でないかというよう
---------	--

	な視点を持ってもらえるよう地域の方に向けた周知や啓発の機会を催す考えはないのか。 事務局) 毎年、虐待に関する研修会を開催しているが、市民向けというよりは、ケアマネジャーや介護事業所、民生委員さん向けという感じなので、今年度の2月くらいに予定している研修会の募集にあたり市民にも周知するか検討していきたい。 委員) 高齢者虐待相談対応一覧の中で、相談経路がケアマネジャーでないケースで、詳細対応がケアマネジャーへの後方支援とあるが、ケアマネジャーの負担にならないのか。現場でどのような対応をしているのか教えてほしい。 事務局) 5例目の近隣住民の方が心配して相談をしてくださったケースは、ご本人は高度の認知症で、自宅での介護が大変な状況であった。近所のお宅に夫が不在の際に行ってしまうことが多く、夫から適切な介護を受けていないのではないかと相談があったもの。ケアマネジャーと連携を図り、同行訪問をさせてもらい、介護状況を確認しつつ、必要なサービスを増やすなどの提案をさせていただいた。結果的に介護負担が減り、近所の方にも認知症の方の症状を説明し、ご理解を得て支援をさせていただいたもの。 9例目のケースでは、長男ご夫妻と同居だったが、長女から相談のあったもの。ご本人は高度な認知症。長男ご夫妻は頑張って介護しているが、ご本人が熱いお味噌汁を誤ってこぼしてしまい、腿にやけどをしてしまったことを長男夫婦がつきっきりで食事の介護していないのは虐待ではないかと相談があった。訪問し状況を確認したところ、ご本人の認知症の症状がかなり進んでいたため、無理をせず施設入所も視野にいれ介護していきませんか、と提案し、現在もケアマネジャーと連携しながら対応している。 委員) 成年後見が選任されたケースについて、どのような方が成年後見になられたのか、そのいきさつを教えてほしい。 事務局) 市長申立てで成年後見を申請し、成年後見は社会福祉協議会で法人後見を担っている状況。 委員) 市としては社協で成年後見を対応してほしいという方針なのか。それとも弁護士等を紹介してくれるのか。 事務局) このケースでは、市長申立てを行い社協で法人後見をしてもらっているが、市長申立てをしたケースが必ず社協が法人後見となるわけではない。その方の資力や状況等を勘案して、弁護士、司法書士、社会福祉士などのいわゆる士業の
--	---

	方をお願いすることもある。 委員) 人権相談に高齢者二人暮らしの方で、片方がお亡くなりになり、残された方の認知症がだんだん重くなり、財産管理や生活の管理が難しくなり、成年後見が必要となる。核家族となり親子でもうまくコミュニケーションがとれなくて孤立してしまうという相談もあって、これから成年後見が重要になってくると感じている。 委員) 虐待相談対応一覧で、虐待と判断された事例の中では、ケアマネジャーの後方支援で終結しているケースが多い。 また、虐待と判断できないケースでも後方支援を行ったとあるが、判断できる判断できないというのはどういう基準で対応しているのか。 事務局) コア会議にて、虐待の判断をするのだが、把握している情報だけでは、そのときには虐待と判断できないケースがある。アセスメントした情報によって違ってくると思う。なので、さきほどもアセスメント要約票の話があったが、きちんとした情報が整っていて虐待ありと判断できた方がいいとは思いますが、このときの情報ではケアマネジャーの後方支援で対応できるのではと、虐待と判断できずのまま支援が継続となった。基準に関しては、アセスメントした情報によって、例えば緊急性ありとか、そういったところでの判断になると思う。 委員) 色々な事例があると思うが、ケアマネジャーにつなげればいいのだが、つなげられない事例も多々あり苦慮している状況もある。必要なサービスの受け皿がなく、どのような関係機関につないだらいいか、わからないケースが出てくる。 事務局) 虐待の相談については、まずは地域包括支援センターにお話ししていただければ、関係機関につなぐので、どこに相談していいかわからないときは、地域包括支援センターに連絡いただきたい。 委員長) 問題が生じたときは、早期の発見・解決につなげるために、地域包括支援センターにご一報いただきたい。 ・ 閉会 午後 2 時 1 5 分
そ の 他	傍聴人 1 名